

○志摩市個人情報保護条例

平成16年10月1日
条例第9号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条—第12条)
- 第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止(第13条—第28条)
- 第4章 志摩市情報公開・個人情報保護審査会(第29条)
- 第5章 雑則(第30条—第36条)
- 第6章 罰則(第37条—第42条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市の実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正な運営に資するとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第18号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 電子個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、適切な個人情報の取扱いを確保するため、必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 保有個人情報の記録の内容
- (4) 保有個人情報の記録の対象者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、事務が開始された日以後において、第1項の届出をすることができる。
- 4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、届出の内容を一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 前各項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務その他志摩市情報公開・個人情報保護審査会(以下この章において「審査会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める事務については、適用しない。

(収集の制限)

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意を得ているとき。
 - (2) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く等の事由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (6) 争訟、選考、指導、相談、交渉等の事務を行う場合において、本人から収集したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - (7) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (8) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。
 - 3 法令等の規定に基づく本人又はその代理人による申請、届出その他これらに類する行為によってその個人情報が収集されたときは、これを前項本文の収集の規定により収集されたものとみなす。
 - 4 実施機関は、法令等に定める場合又は審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認める場合を除き、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならない。

(個人情報の利用及び提供の制限)

- 第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が、審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めるとき。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならない。

(電子計算機の結合の制限)

- 第9条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理について、法令等に定める場合を除き、国、他の地方公共団体その他実施機関以外のものとの間で通信回線による電子計算機の結合(実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。)をしてはならない。ただし、事務の執行上必要かつ適切と認められる場合であって、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるときは、この限りでない。
- 2 実施機関は、前項ただし書により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

(提供先に対する措置要求)

- 第10条 実施機関は、第8条第1項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供

(以下「外部提供」という。)する場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受けるものに対し、個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(適正な管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要のなくなった個人情報については、確実にかつ速やかに破棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用資料として保存されるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、委託を受けたものに対し、個人情報の保護を図るため、当該委託業務に係る個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じさせなければならない。

- 2 実施機関から前項の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理に関して実施機関と同様の義務を負うものとする。
- 3 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 前3項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

第3章 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(開示の請求)

第13条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

- 2 未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が別に定める者(以下「代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示の請求手続)

第14条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか実施機関が定める事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 開示請求をしようとする者は、実施機関が保有個人情報の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。
 - 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示の請求に対する決定及び通知)

第15条 実施機関は、開示請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の開示をする旨又はしない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかにその延長の期間及び延長の理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに当該決定の内容を書面により開示請求者に通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨であって、開示請求書の提出があった日に当該保有個人情報を開示するときは、口頭により通知することができる。
- 4 前項の場合において、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部について開示をしない旨の決定(第18条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないときを含む。)をしたときは、同項本文の書面に、当該決定の理由を付記しなければならない。
- 5 前項の場合において、実施機関は、一定の期間の経過により当該保有個人情報を開示できることが明らかであるときは、その旨を第3項本文の規定による通知書に併せて付記しなければ

ならない。

6 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

7 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示請求に係る保有個人情報が当該実施機関以外のものとの間における協議、依頼等により作成し、又は取得したものであるときは、必要に応じそのものの意見を聴くことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第16条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求書を受理した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(保有個人情報の開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(代理人による開示請求の場合にあっては本人をいう。以下この号、次号及び第19条において同じ。)以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人情報に公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する保有個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるもの

(5) 国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

(6) 実施機関内若しくは実施機関相互間又は市と国等との間における審議、調査、検討等に関する情報であって、開示することにより、当該又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障を生じるおそれがあるもの

(7) 検査、監査、取締り、入札、試験、交渉、争訟、人事等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的を失わせ、又はこれらの事務事業の公正又は円滑な執行に支障を生じるおそれがあるもの

(8) 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(9) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれがある情報

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(部分開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に第17条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第19条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(開示の実施)

第20条 保有個人情報の開示は、実施機関が第15条第3項本文の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 閲覧又は写しの交付

(2) フィルムに記録されている保有個人情報 視聴又は写しの交付

(3) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が記録されたものを直接開示することにより、当該保有個人情報が記録されたものの保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他やむを得ない理由があると認めるときは、当該保有個人情報が記録されたものの写しにより開示することができる。

4 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者に準用する。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第21条 実施機関は、他の法令等(情報公開条例を除き、規則、規程等を含む。以下この条、次条及び第23条において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされているとき(開示の期間が定められているときは、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(訂正の請求)

第22条 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による請求(以下「訂正請求」という。)について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止の請求)

第23条 何人も、この条例の規定により開示を受けた自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されているとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による請求(以下「利用停止請求」という。)について準用する。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正等の請求手續)

第24条 保有個人情報の訂正又は利用停止(以下「訂正等」という。)を請求しようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「訂正等請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所

- (2) 訂正等をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正等を求める個人情報の内容
 - (4) 訂正等を求める理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか実施機関が定める事項
- 2 前項の請求をしようとする者のうち訂正の請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第14条第2項及び第4項の規定は、訂正等の請求について準用する。
(訂正等の請求に対する決定及び通知)
- 第25条 実施機関は、訂正等請求書を受領した日から起算して30日以内に、訂正等の請求に応じるかどうかの決定(以下「訂正等決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第14条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により同項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかにその延長の期間及び延長の理由を書面により前条に規定する請求書を提出した者(以下「訂正等請求者」という。)に通知しなければならない。
 - 3 実施機関は、訂正等決定等をしたときは、速やかに当該訂正等決定の内容を書面により訂正等請求者に通知しなければならない。
 - 4 前項の場合において、実施機関は、訂正等請求に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正等に応じない旨の決定をしたときは、同項の書面に、当該決定の理由を付記しなければならない。
(保有個人情報の訂正義務)
- 第25条の2 実施機関は、訂正請求があった場合において、必要な調査を行い、当該訂正請求の内容が事実と合致することが判明したときは、当該訂正請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。
- (1) 法令等の定めるところにより訂正をすることができないとき。
 - (2) 実施機関に訂正の権限がないとき。
 - (3) その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき。
(保有個人情報の利用停止義務)
- 第25条の3 実施機関は、利用停止請求があった場合において、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
(是正の申出)
- 第26条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適切であると認めるときは、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。
- 2 第13条第2項の規定は、是正の申出について準用する。
 - 3 是正の申出をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。
 - (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 是正の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 是正の申出に係る保有個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容
 - (4) 是正を求める理由
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
 - 4 第14条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。
 - 5 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容(当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。)を、当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。
(費用負担)
- 第27条 保有個人情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。
- 2 第13条の規定により保有個人情報の開示の請求をして、保有個人情報(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。
 - 3 電磁的記録の開示を請求して、電磁的記録の開示を受ける者は、開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。
(不服申立てがあった場合の措置)
- 第28条 実施機関は、開示又は訂正等の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法で

あるときを除き、遅滞なく、次章に規定する志摩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を最大限尊重して当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

第4章 志摩市情報公開・個人情報保護審査会

(志摩市情報公開・個人情報保護審査会)

第29条 実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行う機関として、志摩市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) この条例の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項

(2) 前条及び志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号)第15条に規定する不服申立てに関する事項

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることが出来る。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は後任者が任命されるまで引き続きその職務を行う。

6 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雑則

(苦情の処理)

第30条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(苦情相談の処理)

第31条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めるものとする。

(事業者に対する指導及び助言)

第32条 市長は、個人情報の保護を図るため、事業者に対し、適正な個人情報の取扱いについて、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

(制度の周知徹底)

第33条 実施機関は、市民等がこの条例を適正かつ有効に活用できるようにするため、この条例の目的、利用方法等について、広く周知を図るように努めなければならない。

(適用除外)

第34条 この条例の規定は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報については、適用しない。

2 第3章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年1回、各実施機関のこの条例に基づく事務の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第37条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第12条第1項の受託業務(同条第4項で準用する指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合を含む。)に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第38条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第37条又は第38条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第41条 第29条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 偽りその他不正の手段により、第15条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜島町個人情報保護条例(平成15年浜島町条例第14号)、大王町個人情報保護条例(平成15年大王町条例第4号)、志摩町個人情報保護条例(平成15年志摩町条例第1号)、阿児町個人情報保護条例(平成15年阿児町条例第16号)又は磯部町個人情報保護条例(平成15年磯部町条例第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第6条第1項中「新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行後遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

(任期の特例)

4 この条例の施行後最初に任命される審査会の委員の任期は、第29条第4項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則(平成19年10月16日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月30日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に、この条例による改正前の志摩市個人情報保護条例によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の志摩市個人情報保護条例によりなされたものとみなす。